

国連の「先住民族の国際 10 年」の終わりに



9 年前の会発足に当たり「先住民族の権利」、特にミンダナオ先住民族の土地権を支持して応援するという目的を掲げました。しかし、市民への啓発・アドボカシーを目的とする会ではないため、会報では医療・人材育成・植林・女性組合支援事業などの現状を会員・市民に伝える「通信」に徹してきました。

2004 年 12 月は国連「先住民族の国際 10 年」が終わる節目でした。ニュースレター購読会員になっている「先住民族の 10 年市民連絡会」と「市民外交センター（代表・上村英明氏）」共催のセミナー「みんなが知りたい『先住民族権利宣言』のゆくえ」（講師・上村氏）に参加しました。1982 年の国連人権小委員会・先住民作業部会での宣言の起草から始まり、12 月までの膨大かつ紛糾した審議の経過を理解するのは大変です。上村氏監修の『グローバル時代の先住民族』（法律文化社、2004 年 9 月発行）をゆっくり読むことにします。

主要国政府が先住民族の土地権、民族自決権を受け入れられない事情、思惑があるのは当然です。今後審議が継続しても権利宣言の採択は容易でないでしょう。その中で私たちができることは、ミンダナオ先住民族が力をつけていく手伝いをすることと思っています。

2000 年の総会に、講師としてお招きしたアイヌ民族の丸子みき子さんからは、アイヌの伝統音楽や刺繍展などのご案内をいただいております。北海道旧土人保護法が廃止され、アイヌ文化振興法（アイヌ新法）ができて、アイヌ文化の存在は広く認められ日本が多民族国家という認識は浸透しました。しかし、アイヌ新法にアイヌ民族の先住権は明記されていません。

国連の「第 2 次世界の先住民の国際 10 年」1 年目にあたる今年も、世界と日本の先住民族をめぐる動きを視野に入れて、会のスタンスを確かめながら活動を続けたいと思います。（山崎）

NGO かながわ国際協力会議に参加して



「共生を実感できる神奈川と平和な国際社会の構築をめざす」

自治体や地域社会との接点を探るため、第 3 期かながわ国際協力会議委員に応募して 2 年、それぞれの NGO から推薦を受けた 8 名の委員と議論を重ねた結果、上記のようなテーマのもと 8 項目の提言を 10 月に県知事に手渡しました。

人的資金的にも脆弱な NGO を代表して私が担当した提言は「NGO 活動の基盤整備の強化」に関するものでした。他の委員が担当した提言を含めて、3 つを選んで紹介させていただきます。

* * * * *

〈提言 3〉地球規模の諸課題を自らの問題として認識し、身近な生活の中からそれらの解決に向けて行動する地球市民を育て、多文化共生社会を実現するために、県がそのリソース（信頼性・広報力・施設・資金力）を活用してイニシアチブをとり、開発教育（地球市民教育）を推進すること。

〈提言 6〉他民族・多文化共生社会の実現をめざし、最も大きな弊害となっている外国人に対する差別・排他性をなくしていくために、「人種平等委員会」（仮称）を設置すること。

〈提言 8〉国際貢献に関心がある県民や県内企業・関係団体が、県内で活動する個々の NGO に対して、資金支援や活動への参加ができるように、県はその公共性と広報力などを生かして、両者を結びつけるシステムを NGO とともに創出すること。

* * * * *

1 月 25 日の神奈川新聞に「横浜市が NPO 法人活動支援へ基金創設を明らかにした」とありました。上記提言 8 に近いシステムが、まず横浜市で発足するようです。期待したいと思います。（山崎）